

子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察 —地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて—

A discussion on the significance of children's restaurant activities and examination
of their constituents

— To provide spaces in the community intended for children —

吉 田 祐一郎

Yuichiro YOSHIDA

要 旨

本研究は、日本各地に広がりを見せる子ども食堂について、地域における子どもを主体とした居場所づくりとしての機能の充実を果たすべく、子ども食堂に求められるものは何かといった骨格を示すことをねらいとしている。本稿はその初期研究として、先行文献等を用いて子ども食堂が必要とされる貧困をはじめとする社会的背景や、それに対して国が進める施策についての整理を試みるとともに、子ども食堂の開始以前から存在していたセトルメントをはじめとする類似の民間活動との比較や、子ども食堂として展開される実践事例について考察した。結論として、子ども食堂に見られる3つの機能（「食を通じた支援」「居場所」「情緒的交流」）を提示するとともに、子ども食堂に参加する子どもにとって地域社会や地域住民をつなぐ「空間」と「支援者」が必要であるという仮説の設定を行い、その検証に向けた研究課題について整理した。

1. はじめに

日本では厳しい経済状況や雇用状況が続き、特に非正規雇用の増加等を要因として、国民の家計に与える影響がより深刻化している。とりわけひとり親家庭の増加等も相まって、子どもや若者世代に係る家庭生活や社会生活に直撃する深刻な課題となっている。このような状況下において、子どもの居場所づくりや学習支援の機会の提供等、子どもの生活を地域で支えるさまざまな取り組みが展開されつつある。その一つの取り組みに子ども食堂がある。

子ども食堂とは、保護者の就労等により、家庭において保護者らとともに食事を摂ることができない子ども等を参加のターゲットとして、孤食等を防ぐため、夕食の提供や交流を図り、子ども食堂に参加する子どもたちが、子ども同士あるいは子どもを支える支援者らとともに過ごす取り組みである。筆者もA市内での子ども食堂活動にスタッフとして参画している。この活動は子どもたちとの食事や団欒を通じて、子どもたちの居場所として子どもに安心感を与え、子どもたち同士の情緒的交流を図るとともに、子ども自身が居場所を求め、活動に対して期待を寄せている機会や場ともなっている。また地域住民等の活動の支援者が子どもとかかわることによって、ひいては地域での子どもや子育て家庭への支援や、子ども食堂運営のための環境整備に結びついていると考えられる。一方で、子ども食堂について、現状では各々の活動の現

場を取材した上での新聞やテレビ等による事例紹介が行われている程度で、子ども食堂の意義や機能が十分に知られているとは言い難い。そこで子ども食堂の意味づけとその構成要素の具体化に向けた基盤となる機能について検討し、提示したい。

2. 日本における「子どもの貧困」の顕在化

松本は、日本では2008年頃より「子どもの貧困」という用語を用いて、子どもが直面する不利や困難を説明しようとする動きが広がってきたと指摘している¹⁾。その状況下で、厚生労働省は2009（平成21）年10月に、当時の厚生労働大臣の指示により「相対的貧困率の公表について」を発表した²⁾。これによれば、日本における国民全体の相対的貧困率は2007（平成19）年の調査で15.7%、2006（平成18）年の所得データに基づく18歳未満の日本の子どもの相対的貧困率は14.2%であることが判明し³⁾、この数値から18歳未満の子どもの6人に1人という貧困率の深刻さが明らかとなった。

表-1 日本の相対的貧困率

(単位%)

| | 昭和60年 (1985) | 昭和63年 (1988) | 平成3年 (1991) | 平成6年 (1994) | 平成9年 (1997) | 平成12年 (2000) | 平成15年 (2003) | 平成18年 (2006) | 平成21年 (2009) | 平成24年 (2012) |
|------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全 体 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.7 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 |
| 子供の 貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.1 | 13.4 | 14.5 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 |

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年・平成25年調査)より作成

このことに関連して、厚生労働省による「国民生活基礎調査」の日本における国民全体および子どもの相対的貧困率の推移は表-1に示す通りである。国民生活基礎調査の結果によると、子どもの相対的貧困率は1990年代頃から上昇傾向であった。また、以前は17歳以下の子どもの貧困率は、国民世帯全体と比較して下回っていたが、2013（平成25）年に行われた調査（前年の所得調査を行ったもの）では、2012（平成24）年には逆転する状況となっている。

ただし、当該データよりはじめて日本の国民全体の貧困や子どもの貧困が明らかとなったわけではなく、OECD（Organisation for Economic Cooperation and Development: 経済協力開発機構）による報告⁴⁾や、多くの社会学や経済学の研究者等により、多様なデータを用いた日本全体の貧困率が指摘されてきた。

そうしたOECDの調査・公表結果によれば、子どもの相対的貧困率を国際比較した結果、日本の子どもの相対的貧困率は2010（平成22）年の段階でOECD加盟国34か国中10番目に高く、またOECD平均を上回っていることから、世界的に見ても高いことが指摘されている⁵⁾。同様に、先進国における子どもの相対的貧困率の国際比較として、2012（平成24）年のUNICEF（United Nations Children's Fund: 国際連合児童基金）イノチェン研究所によるレポート⁶⁾があり、この中でも世界的にも日本の子どもの貧困率が高いことが明らかとなっている。このように、デー

タ上から見ても、日本では以前より子どもの貧困状況が存在していたことから、阿部は『『子どもの貧困』は決して、リーマン・ショック以降の『新しい』社会問題ではない』と指摘している⁷⁾。また、このデータ以前の日本を捉える際、明治期から昭和前期にかけての幾度もの戦争による社会・経済の混乱的状况により、貧困についての深刻な生活課題が存在していたと推察される。

このほか厚生労働省は2009（平成21）年に、貧困への影響が特に懸念されるひとり親家庭の経済状態を明らかにするため「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率」を公表した（表-2参照）。これによれば、2006（平成18）年の数値では、18歳未満の子どもがいる世帯の相対的貧困率が全体では12.2パーセントであるのに対して、大人が一人の世帯（いわゆる母子家庭もしくは父子家庭）では54.3パーセントであったことから、子どもがいるひとり親家庭の生活状況に深刻な影響を与えていることが判明した。

表-2 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率の推移

| | 平成9年 (1997) | 平成12年 (2000) | 平成15年 (2003) | 平成18年 (2006) |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 子どもがいる現役世帯 | 12.2 | 13.1 | 12.5 | 12.2 |
| 大人が一人 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 |
| 大人が二人以上 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 |

（出典）厚生労働省「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」（2009（平成21）年11月）

3. 貧困が子どもに与える影響

このように日本における子どもの貧困が深刻化している状況であるが、ここで貧困が子どもに与える影響について簡潔に整理していきたい。昨今、「子どもの貧困」という用語が多用されているが、これは子ども本人のみが貧困ということではなく、子どもが生活する家庭の経済状況（収入状況等）が一定の生活水準以下に置かれるという意味である。子どもの貧困について、松本は「社会的に生み出され、家族を単位として立ち現れる貧困を、そこに生きる子どもを主体として把握し、子どもの育ちと人生に即してより具体的に理解するために、子どもの貧困という言葉が使用される」⁸⁾と述べている。つまり子どもの貧困という用語は、単に子どもの貧困状況の程度を明らかとするために用いられるのではなく、子どもの生活する家族のかかえる貧困状態により、その子どものこれまでの育ちや今後の生活の方向性にどのような影響があるかを見据えて、子どもの生活を理解するために使われるものであると考えられる。

そうして、家族全体が貧困状態に陥る要因は単一ではなく、複雑な理由が絡み合っていることが多い。その一例として、今日の社会経済情勢の不安定さや非正規雇用の拡大、さらには離婚家庭の増加によるひとり親家族による収入の変化等がある。その結果として、一定の生活水準を下回る、いわゆる貧困状態に置かれることになる。

このような貧困状態にある子どもの家庭生活の様子については、多くの研究者や専門職等に

より、生活事例等を用いて報告されている。その一例として、保護者が夜間や深夜まで労働を余儀なくされている状況や、保護者の心身状態により正規的就労が困難となっている状況、保護者や家族が周囲から孤立している状況等があげられる。このなかには貧困状態であることから、子どもに対する衣・食・住の生活面や、教育といった基本的生活が十分に担保することができていないこと等も明らかにされている。また、子どもへの食事に焦点をあてて見る際、1日3度の食事がままならない状況や、保護者が不在であることから子どもが惣菜等を購入して食事している状況等もあり、子ども自身の生活の質が著しく侵されているもの等が指摘されている⁹⁾。

このような生活状態への影響も含めて、子どもの貧困状態が家庭生活へ及ぼすリスクはいかなるものがあるのだろうか。フレイザー（Mark W.Fraser）は、子どもの貧困の共通のリスク要因は、少なくとも3つのメカニズムが作用していることを指摘している¹⁰⁾。それは、第1に「貧困が家族の資源を制約する」、第2「貧困が適切な保険サービスとつながることを制限する」、第3に「貧困によって、支え合い、活気、秩序のない家庭環境がもたらされる」、ということである。このうち、第1の貧困の家族の資源を制限する影響として、「子どもの十分な食べ物、衣料、住居、その他基本的な必需品が不足する可能性が増大すること」と指摘している。このことから、子どもの発達段階において重視されるべき、衣食住をはじめとした生活において不可欠な資源が貧困状態によって得られないということは、時として子どもの成長の阻害要因ともなることが懸念される。なお、フレイザーの指摘する第2・第3の指摘についても、子ども食堂との関係性について、今後さらなる検討を行いたい。

このほかにも一例として、貧困層の家庭の子どもであるかないかにおいて、子どもが一人で食事を摂る（いわゆる「孤食」）の機会に違いがあること、そのような子どもの自己肯定感（self esteem）に差異を生み出すことも指摘されている¹¹⁾。また田中は「世帯の経済的資源の不足を背景に、親の社会関係の希薄さ、孤立、子どもが他者との関係性を構築する力が不足すること、結果として、自己肯定感や自尊感情が低いことになり、子どもの将来に影響することになる」¹²⁾と述べている。これらの指摘から、子どもの貧困が実際の衣食住といった基本的な生活場面をはじめとしたあらゆる生活場面や、社会とのつながりに課題が生じることが懸念されている。

4. 国の子どもの貧困に対する施策

上述の子どもの貧困課題に関して、国はその対策に取り組んでいる。具体的には子どもの貧困に対する基本理念や施策を明確化させるため、政府は2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定した。同法ではその目的として、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進する」（第1条）としている。そして基本理念について、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会

を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」（第2条）とした上で、「子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない」（同条第2項）としている。

その後、政府は子どもの貧困対策の目標・施策内容等を具体的に示すために2014年8月29日の閣議で「子供の貧困対策に関する大綱 ～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指して～」(以下「大綱」とする)を策定した。このなかで、国としての子どもの貧困対策の視点として、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」ことが極めて重要であると明記している。この大綱の中では、現在、地域等で広く子どもの貧困対策が進んでいることも鑑み、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等を行うことにより国民の幅広い理解と協力を得る等、子どもの貧困対策を国民運動として展開することを求めている。

このほか、子どもの貧困に対する具体的な取り組みを展開させるため、内閣府に設置された子どもの貧困対策会議では2015（平成27）年12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定した。このように国は政府全体としてさらなる子どもの貧困対策に関する施策や、増加の一途を辿る児童虐待防止に向けた施策の充実を図っている。

また、国は子どもの貧困対策を国民運動として位置付けるなかで、2015（平成27）年10月に「子供の未来応援基金」を設立した。これは企業や個人に寄付を募り、集まった寄付金は国民運動推進基金事務局〔内閣府・文部科学省・厚生労働省・（公財）日本財団で構成〕において選考し、その上で地域における子ども食堂をはじめとした放課後の居場所支援活動や、子どもや保護者に対する多岐にわたる生活支援や教育支援のための取り組みに対して助成する方法で活用されている。このように国は公的施策の位置付けとともに、民間との協働により子どもの貧困対策として対応する方向性を示している。言い換えると、民間の協力なくして子どもの貧困を解決することが困難であるという国の現状理解を示している。

これらの国の位置付けがある一方で、今後の支援のあり方についての課題も存在する。それは、子どもの貧困に対する公的施策と民間活動の役割分担の明確な境界が現状では定められていないことや、子どもの貧困対策に対応する民間の活動に対しての国や自治体からの支援内容が示されていないこと等である。具体的には、大綱の「第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針」のなかに、「子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある」と示されているが、一方で国・地方公共団体と民間の活動（企業・団体等）とが連携・協働に取り組むのであれば、民間の活動に期待される内容や民間が担うべき責任を明確にすべきであるにもかかわらず、それらの内容までは言及されていないことである。このほか、支援が必要な貧困家庭の子どもや保護者に対して、支援のプログラムを具体的にどのような方法で届けるか等についても詳細が示されておらず、今後さらなる検討・改善を要するものと思われる。

5. 子ども食堂に通じる従前の民間支援活動の取り組み

上述のように子どもの貧困がその生活に懸念すべきさまざまな影響を及ぼし、社会問題化している。この解決に向けて、国の進める子どもの貧困対策のみならず、民間による支援の動きのひとつとして、現在の子ども食堂の取り組みがある。

一方で「子ども食堂」という名称が用いられる以前からも、現在の子ども食堂の取り組みに通じるいくつかの実践が存在していた。この子ども食堂に通じる従前の2つの活動について、子ども食堂と類似する内容に焦点を当てて取り上げたい。

(1) セツルメントとしての取り組み

1点目がセツルメント (settlement) である。セツルメントとは、貧困地域 (スラム) を中心に展開された、貧困の生活支援を対象として広がった活動である。この取り組みは、1884年にイギリス・ロンドンにおいて、バーネット (Samuel A. Barnett) らが設立したトインビー・ホールに端を発し、その後、ヨーロッパ各国やアメリカ等世界的に展開された。

日本では、1897 (明治30) 年に片山潜が東京の神田に設立したキングスレー館が最初のセツルメントであると言われる。片山は、イギリスに旅行した際に、トインビー・ホールに宿泊し、その後2年間にわたってイギリスやアメリカのセツルメントを見学して感激し、セツルメント運動に強い影響を受けて、日本へ帰国した後に市民の幸福進歩発展を図る目的でキングスレー館を開設した。そうして、キングスレー館は開設後、幼稚園や夜学校、青年等のクラブ活動等、幼児教育と教化教育、文化事業、労働者教育等が行われた。その後、日本でも貧困地域を中心に、神奈川や大阪、岡山等でも展開された。

このセツルメントは「スラムや生活改善を要する地域など『福祉に欠けた』状態の近隣地域社会を対象とし、住民との人間的接触をとおして、近隣地域全体を改善」¹³⁾ しようとすることを目的としている。また「『人格的常時接触=人格交流運動』によって、地区の人々の心身両面の向上を図り、生活改善や防貧事業を行い」¹⁴⁾ ながら、地域の生活課題の解決に取り組むものであると言える。セツルメントで展開されたプログラムは、それぞれの開催場所で異なるが、一般的にはレクリエーション、文化、教育活動等が行われていた。

これまでのセツルメントの取り組みと、今回整理する子ども食堂との類似点として、地域住民に対して食事提供が行われていたことがあげられる。例として、神奈川県でセツルメント活動を進めてきた横須賀基督教社会館 (以下、「社会館」とする) での展開がある。社会館での地域住民を対象とした給食は1972 (昭和47) 年より行われ、一人暮らしの住民や、寝たきりの高齢者への給食・配食サービスが行われてきた。開催頻度は月2回程度であった。この開催頻度について、社会館館長であった阿部は、「回数をふやせないのは、公費を導入せず、その全額を住民がつくり出しているという財政上の理由と、ボランティア活動の限度と言えないこともない。しかし、月二回をふやさないのは、老人がマンネリ意識を持たず、新鮮さを保って参加できる頻度であり、ボランティアの継続性を可能にする回数であることを経験から学んだからである」¹⁵⁾ としている。その上で「このプログラムは、もともと『食事』の提供に主目的を置かず、老人と老人、老人と住民、老人と子供の社会関係を組織するのがねらいであった」¹⁶⁾ と示して

いる。

後述する子ども食堂との比較として、子ども食堂が対象とする子どもと、社会館が対象としてきた高齢者という違いはあるが、ボランティアを中心としたスタッフが食事の提供をしている点、毎日の開催ではなく開催頻度を限って開催している点、食事提供のみを主眼とせずに、本来のセツルメントの目的とされる参加者同士の関係性の促進を図ろうとする点については、子ども食堂の活動に参考となる点である。特に開催回数について、社会館でのセツルメントでは、回数を増やしすぎることによってマンネリ意識が出ないように、月二回という回数に重きを置き、新鮮さを保ちながら活動を進めてきた経験があり、子ども食堂の展開においても参考となる視点が含まれているのではないだろうか。

なお社会館をはじめとした日本におけるセツルメントは、主たる対象として貧困地域における高齢者や成人に対して行った事例が見受けられるが、一方で子ども食堂と同じ子どもを対象として進められたセツルメントも存在した。そのひとつとして賀川豊彦らによって展開された東京帝国大学（現・東京大学）における託児部および児童部による支援があげられる。今後この取り組みについてもさらに検討していきたい。

(2) 大阪市「こどもの里」での取り組み

2点目に、大阪の「こどもの里」での取り組みがあげられる。こどもの里のある大阪市西成区にある通称、釜ヶ崎地域は全国的にも多くの貧困課題が存在している地域である。この地域で、荘保らが1977（昭和52）年に安心して自由な遊び場を提供したいとの思いから「こどもの里」がはじまった。ここでは、地域の子どもの誰でも無料で利用できる居場所として活動している。そして現在では行政からの委託事業として、大阪市地域子育て支援拠点事業、大阪市留守家庭児童対策事業、小規模住居型児童養育事業を実施し、この他にも多岐にわたる自主事業を実施しており、子どもの福祉に関する幅広い取り組みが行われている。

こどもの里の活動で注目すべき点としては、子どもの遊び場を提供したいという荘保らの思いからスタートしたが、その後には子どもの遊びに止まらない活動を展開していることである。それは地域で生活する子どもの保護者のなかには、日雇い労働等不安定な就労を強いられている状況、それらを背景とした収入面による子どもや保護者の貧困状況のほか、心身に障がいのあるケースや、子どもの保護者が外国籍であるケース等、さまざまな要因から発生する生活課題が多く、子どもや保護者の生活を取り巻く社会環境や生活状況は極めて不安定な現実があるからである。こうした状況を受けて、こどもの里では緊急一時保護や宿泊の受け入れ、食事の提供が行われている。これらの活動は、荘保が示す「年齢や貧富も国籍も障がいの有無も関係なく、誰もが利用することのできる子どもの居場所」¹⁷⁾としての役割を担っている。そうして荘保らは、自身の施設のみならず他の機関や施設、関係者と連携し、地域において子どもや保護者の生活を守ることを目的としたネットワークを形成するため、1995年にこどもの里をはじめとした同地域の関係機関や福祉団体等（区・学校・保育所・救護施設・病院等）と支援者等とともに「あいりん子ども連絡会」を組織化した。その後2000年には「わが町にしなり子育てネット」を結成し、個々の子どもや保護者の支援計画策定、支援実施、関係支援機関等によ

る情報共有等を行っている。

こどもの里の事例から、子ども食堂の取り組みと類似する点として、地域で生活する子どもに対して食事提供が行われていること、子どもたちへの遊び等を通した子ども同士や支援者らとの交流が図られていること等がある。一方で、子ども食堂と異なる点としては、こどもの里は緊急時には曜日・時間を問わずに24時間体制で常時開設している点、緊急時には緊急宿泊を受け入れる等の子どもらのシェルター機能を有している点、地域のネットワークを形成した上で地域の個々の子どもや保護者の生活全体にフォーカスし、状況に応じて積極的に生活支援にまで介入している点等があげられる。

こどもの里は全国的にも注目されている取り組みであるが、他地域を含めると子どもを支援する民間の取り組み事例が多岐にわたることから、本稿で取り上げる子ども食堂に対して、それらの先駆的活動が与えた影響についても、今後整理することが必要であると考えらる。

6. 子ども食堂の広がり事例整理

これまでに述べた通り、子どもの貧困が社会問題化し、子どもの生活問題が危惧される状況が進んでいる。そうして官民一体となり子どもの貧困対策をはじめとした子どもの生活を支える取り組みを進めるなか、その動きのひとつとして本稿で取り上げる子ども食堂の展開がみられている。現在、新聞やテレビ等のマスコミを介して子ども食堂の取り組みについて紹介される機会が増加していることから、各地に拡大している状況であると推察される。一方で、これまでの先行研究等において全国の子どもの食堂の設置数については明らかとなっていない。これは子ども食堂の開催されるその地域の地域住民等の有志や支援者等が組織化して民間活動を立ち上げているためでもあり、全国での子どもの食堂の設置数の把握を行うためには、調査方法を工夫した上で、大規模な調査が必要であると推察される。本稿においても全国の設置数を明らかにするまでに至っておらず、すべての子ども食堂の概要について俯瞰する現状には至っていない。このため本節では、新聞記事や雑誌等で言語化されている、子ども食堂の先進事例に関する記事等のレビューを通して、現在行われる子ども食堂の活動内容の共通点等について可能な範囲で整理し、子ども食堂の基盤について考察したい。

表-3は大手新聞五紙(朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・日本経済新聞・産経新聞)を対象に、各紙デジタル版記事により「子ども食堂」(“こども食堂”“子供食堂”を含む)でヒットした記事の件数をまとめたものである¹⁸⁾。子ども食堂に関する記事は2012(平成24)年より掲載がみられる。また、子ども食堂は2012(平成24)年頃より東京都内でスタートしたとされている。これは、2012(平成24)年に東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」で展開された子ども食堂を指しているものと推察される¹⁹⁾。このほか、京都市山科区のNPO法人「山科醍醐子どものひろば」では、2010(平成22)年より子どもの貧困対策として平日夜に食事支援が行われてきたとされる²⁰⁾。

そして2012(平成24)年以降、子ども食堂に関する新聞掲載は年々増加し、2015(平成27)年には前年までの掲載数を大きく超える、合計38記事の掲載となっており、2016(平成28)年についても前年を大きく上回る掲載が続いている。このことから、特に2012(平成24)年頃よ

表-3 大手新聞五紙の子ども食堂に関する記事数（全国版・地方版含む）

| | 朝日新聞 | | | 毎日新聞 | | | 読売新聞 | | | 日本経済新聞 | | | 産経新聞 | | |
|-------------|------|---|---|------|---|---|------|---|---|--------|---|---|------|---|---|
| | A | B | C | A | B | C | A | B | C | A | B | C | A | B | C |
| 2012（平成24）年 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2013（平成25）年 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2014（平成26）年 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | |
| 2015（平成27）年 | 15 | 1 | | 7 | 3 | 1 | 6 | | 1 | 2 | | | 2 | | |
| 2016（平成28）年 | 12 | 6 | | 9 | 6 | | 21 | 6 | | 3 | | | 1 | | |

（註1） 各紙デジタル版記事を元に、筆者調べ。2016（平成28）年については、2月末日までの記事数を集計した。

（註2） Aが「子ども食堂」、Bが「こども食堂」、Cが「子供食堂」。同一記事で重複して使用されている場合、Aのみで1カウントした。

り全国に広がっていった子ども食堂は、2015（平成27）年以降特に紹介記事が増加していることが明らかとなった。また、掲載されている記事内容から、当初は東京等の関東周辺や、大阪を中心とした限られた拠点についての複数にわたる記事であったものが、その後は2015年頃から他の地域にも広がりが見られるようになり、取り上げられる拠点の数としても増加している。

新聞記事のほか、研究誌や雑誌等において、子ども食堂の運用について事例紹介されている。これらの記事について分析を行うため、各拠点における取り組み記事についてテキスト化を行い、現在行われる子ども食堂の開催方法の共通点等を探るため、子ども食堂の「運営形態」「開催頻度」「利用料」等の項目を分類し、その内容についてテキストから抽出した。このデータから得られた情報を元に現在行われる子ども食堂の開催概要について整理していきたい。

子ども食堂の運営形態について、子ども食堂をはじめとした支援活動を組織として開催するために、NPO法人や社会福祉法人等の法人格を有して運営している拠点（NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク〈東京都豊島区〉、NPO法人CPAO〈大阪市生野区〉、NPO法人山科醍醐こどもの広場〈京都市山科区〉ほか）や、法人格を有さない方式（市民グループ等）で運営している拠点（Habikino Children's Support Network〈大阪府羽曳野市〉、気まぐれ八百屋だんだん〈東京都大田区〉ほか）、さらには福岡県北九州市にみられる行政直営型や、滋賀県社会福祉協議会に拠点を置く「滋賀の縁創造実践センター」によって展開されるもの等、多岐にわたっている。

開催頻度も多様で、週に1回から複数回の夕食を提供する拠点、月に1～2回開催する拠点、数か月に1度程度開催する拠点等さまざまである。また、夏休みや春休み等、学校の休業期間中に開催する拠点等もみられる。

利用料については、一部では子どもに無料で提供する拠点もあるが、多くの拠点では参加する子どもから利用料や食事代として徴収されている。その金額は、子ども一人あたり1食100円から300円程度である。一方で、有料としている拠点でも、経済的に払えない事情のある子どもには調理や片づけを手伝ってもらうことを条件に無料とする拠点等が存在する。

食事の提供方法の例として、地域住民等のボランティアによる手づくりの料理により食事を

提供する拠点が大半である。料理のメニューについては、子ども食堂の開催日ごとにさまざまな趣向を取り入れて工夫されていることが多い。また食事づくりの際に、参加する子どもが自主的に手伝いをする等の様子もみられる。そうして子ども食堂で使用される食材は、参加する子どもからの利用料や支援者等からの寄付により購入されるほか、地域住民らからの食材提供で調達されるところもある。

そして子ども食堂に参加する子どもから、実際に喜びを感じている事例も多い。筆者も自身のかかわる子ども食堂の子どもとの関わりや子どもの様子からも、子どもがさまざまな楽しみを期待して子ども食堂に参加している様子を直接感じている。具体的には新聞取材に「おいしい。いつも楽しみ」²¹⁾と答える小学1年生の女子や、「おいしい」「おかわり！」という子どもたちの声が飛び交うように、手作りの食事を摂ることによって子どもが喜ぶことも多くみられる。また、ある小学校5年生の女子が「子ども食堂で一番楽しいのは、始まる前にみんなで遊べること」²²⁾と答えるように、食事への楽しみに限らず、子ども食堂での子どもや支援者との遊びや交流等について楽しみを見出していることも特徴といえる。

子ども食堂を始める支援者の想いはさまざまであるが、例えばNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク（東京都豊島区）が「夜ひとりぼっちの子供たちを地域で支えたい」²³⁾と答えるように、夜間に親が不在の家庭の子どもたちを地域で支えたいという想いで活動するものや、Habikino Children's Support Network（大阪府羽曳野市）が、子どもに対して「一緒に楽しく夕食を食べることで、自分も大切な人なんだと思える」²⁴⁾ようになってほしいと活動を進めているように、子どもが孤立することなく、子どもや支援者等とのかかわりを通して子ども自身が存在を大切にできるように働きかけるところ等もある。

そして多くの子ども食堂では、単に子どもに対して食事の提供をするという食堂機能を果たすだけでなく、多様なねらいをもって開催されている拠点がみられる。例えば子ども食堂に集まった子どもや支援者が交流や遊びの場等を意識し、子どもの居場所としての機能を重視する拠点や、子ども食堂と合わせて学習支援を行う拠点、子どもだけではなくその保護者も含めて食事を提供する拠点等もある。参加する対象年齢も多様で、小学校就学前の子どもから小学生、中学生、高校生、その上のユース世代を受け入れる拠点等もある。また、それぞれの参加者の年代層を受け入れながら、進路や生活に関する多様な相談相手として機能している拠点等もある。

7. 子ども食堂の共通基盤と支援に必要な視点

これまで整理したように、子ども食堂の支援が各地において拡大している。これらは子どもを対象とする支援活動であり、とりわけ孤食やインスタント食品等の出来合いの食事をする機会が多いと懸念される、貧困家庭の子どもを主な対象として取り組まれている。一方で現在の子ども食堂では、貧困家庭の子どものみを明確に区分して受け入れている拠点は少なく、いわば経済的な貧困課題以外のさまざまな生活における課題を抱える子どもの参加や、特段の生活課題等はなく参加者で食事を楽しみながら交流することを期待して参加する子どもの存在も予見される。このことから子ども食堂は、その名称にある子どもに対する食事の提供や栄養の補

給の場という単純な目的ではなく、実際には子どもを支える場として多岐にわたる機能を有しているといえる。あわせて、現在取り組まれている多様な子ども食堂の中には、貧困世帯の子どもを参加対象と明確化しようとするものも存在するが、仮にそのような世帯の子どものみを対象とすれば子ども食堂への参加によりその子どものいる世帯が貧困状態であることが周囲に伝わる可能性もあり、そのことから参加する子どもに対して貧困生活をしているとラベリングされる懸念が存在する。そのことが、結果として子ども食堂に参加したいと考える

子どもの参加の機会を制限する可能性があるといえる。前述したとおり、子ども食堂への参加者の期待や想いの中には、食事の機会以外のものも含まれていることから、筆者としては、貧困対策を前面として子ども食堂を展開するのではなく、地域で生活する子どもの空間（居場所）として子ども食堂を展開し、参加者の生活背景のひとつに子どもの貧困をはじめとした、さまざまな生活上の課題が存在しているという意識を進めることが大切であることを指摘したい。

その上で子ども食堂が多様な機能を有していることについて、本稿では具体的に3つの機能を有しているという仮説を提示する（図-1参照）。それは、子どもに対する食事の提供（「食を通した支援」機能）、参加する子ども一人ひとりが想い想いにありのままの姿で過ごすことで自らの居場所を感じられること（「居場所」機能）、子ども食堂に参加する一人ひとりの子どもが参加の機会を通して、食事や他者との交流を図ること（「情緒的交流」機能）である。これら3つの機能のある子ども食堂への参加の経験から、子どもが元気づけられるようにすることをひとつの目標として活動することが必要であると考え。そして、子ども食堂への参加や拠点での活動への経験等、子どもの直接的な参加の機会を重視することが必要であり、このためにも一人ひとりの子どもを包み込みながら主体化することができる居場所づくりが必要であると考えられる（「子どもが主体となる空間」の必要性）。

この子ども食堂での子どもが主体となる空間づくりを行うには、「子どもの居場所を支える支援者」（子ども食堂の運営者・スタッフ〈ボランティアを含む〉・〈幅広い意味での〉協力者等）の存在が不可欠である。そして、子どもの居場所を支える支援者等が、子ども食堂をはじめとした「地域で子どもを支える活動」を進めることにより、地域社会との関係性の希薄化の流れを受けて時として孤立する子どもやその家族に対して、地域社会で子どもや保護者を受け止める重要な機会や場となり得ることも期待される。このことから子ども食堂の開催時間に限らず、日常的にも地域において孤立化する傾向にある子どもやその保護者と地域住民の間で、顔の見える関係性を構築することが可能になるのではないかと考える。このためにも、子ども食堂等の子どもの居場所を支える支援者が、子ども食堂に参加する子どもと地域住民をつなぐという

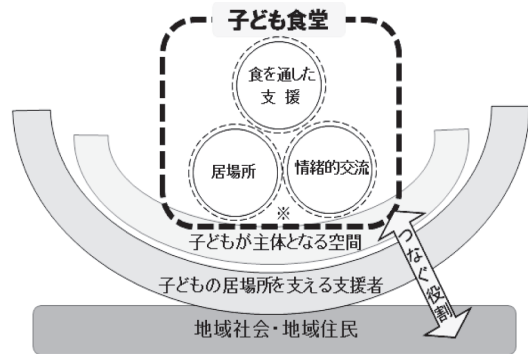


図-1 子ども食堂の共通基盤となる機能（仮説）

筆者作成。

※…それぞれの子ども食堂で実施されるプログラム（学習支援・相談活動等）が想定される。

役割を担っているという意識を持つことが、子ども支援の一環としても重要な意味を持っている。また、このような地域社会と参加者の支援の関係性構築に向けた理念は、先述したセツルメント実践と軌を一にする取り組みであるといえる。

他方、子ども食堂は食という子どもとその家庭の生活に直結する方法で支援を行っていることから、地域で生活する子どもの貧困をはじめとしたさまざまな生活上の課題を発見・関与することが十分に考えられる。このことについて、こどもの里の事例をモデルとして、24時間体制で子どもの生活を支援するということは、現在の子ども食堂の方法では困難であるとともに、子どもやその家族すべての生活課題を子ども食堂内のみで解決することは子どもや家族への最善の支援を行うという視点からも避けるべきではあると筆者は捉えている。一方で、こどもの里での実践にもある、行政を含めた地域内の子どもの生活を支える多様な団体や機関と連携し役割分担を図りながら支えるという視点は重要である。今後、子ども食堂が地域にあるこれらの機関等と積極的にネットワークを構築することも、地域で子どもの生活を支える上での重要な方法として位置づけられていくのではないだろうか。

8. まとめと今後の研究課題

本稿では現在の子ども食堂の取り組みを整理し、子ども食堂の持つ活動の意味と構成要素についての仮説を提示した。子ども食堂の開催は急速に広がりを見せていることから、全体像の把握や意味づけがまだ十分にはなされていないのが現状である。この状況下において、子ども食堂が貧困家庭の子どもへの食の提供の場のみには止まることなく、居場所や情緒的な交流といった機能を有していることについての現状を紹介することができたのではないかと考えている。

一方で、今回は子どもの貧困についての先行研究や先進的実践の文献整理を中心に展開したことから、個別の子ども食堂の展開についての事例検討には至らなかった。このため本稿で提起した仮説の検証を踏まえ、今後は子ども食堂に参加する子どもの生活にどのような影響を与えることができているのかという調査を含めて、子ども食堂の今日的な意義についての整理を深めていきたい。また、本文中でも取り上げたとおり、全国に広がる子ども食堂の全体像（設置数・開催状況・運営方法等）についても把握する必要があると考えている。

子ども食堂が貧困家庭の子どもだけに限らず、地域のすべての子どもの居場所や空間として位置づくように検討を進めることにより、子ども食堂をはじめとした地域における子ども支援のあり方と必要性について論究を進めていきたい。

【註・引用】

- 1) 松本伊智朗「子どもの貧困を考える視点 政策・実践と関わらせた議論を」、子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』、明石書店、2009、p.12.
- 2) 厚生労働省「相対的貧困率の公表について」2009年10月20日.
- 3) 本調査では、OECDに提供している「相対的貧困率」として、等価可処分所得（世帯の可処分所得を

- 世帯人員の平方根で割り調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合としている。また、子どもの貧困率とは17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合としている。なお、等価可処分所得金額は、1985年を基準とした物価指数で調整されている。
- 4) 外務省経済局政策課調査室「OECD対日経済審査報告書の概要」,2006年7月19日。これによれば「ひとり親の貧困が増加した結果、日本の子供の貧困率は2002年時点でOECDの平均を上回る14%に上昇した」とされ、教育費のうち家計が負担する割合が相対的に高いことから、「貧困を固定化させないために低所得者世帯の子供が質の高い教育を十分受けられるようにすることが重要である」と指摘している。
 - 5) OECD *Family database“Child poverty”* 2014。これによれば、OECD加盟国全体の子どもの貧困率の平均値は13.3%であるのに対して、日本は2009年時点で15.7%となっている。
 - 6) UNICEF Innocenti Research Centre “*New league tables of child poverty in the world’s rich countries*” “*Measuring child poverty*” 2012, pp.2-3.
 - 7) 阿部彩「「豊かさ」と「貧しさ」:相対的貧困と子ども」『発達心理学研究』,第23巻第4号,2012,p.363.
 - 8) 松本伊智朗「貧困の再発見と子ども」,浅井春夫・松本伊智朗・湯浅直美編『子どもの貧困』,明石書店,2008,p.16.
 - 9) 貧困家庭で生活する子どもの様子については、さまざまな研究者の報告により行われている。本稿作成で参考としたものは、阿部彩『子どもの貧困Ⅱ解決策を考える』岩波書店,2014,赤旗出版部子どもの貧困取材班『誰かボクに、食べものちょうだい』新日本出版社2010、宮武正明『子どもの貧困 貧困の連鎖と学習支援』みらい2014,等である。
 - 10) Mark W. Fraser著,門永朋子・岩間伸之・山縣文治訳『子どものリスクとレジリエンス—子どもの力を活かす援助』ミネルヴァ書房,2009,p.58.
 - 11) 阿部彩・埋橋孝文・矢野裕俊「大阪子ども調査 結果の概要」科学研究費補助金基盤研究(B)『貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発報告書』2013,p.16.
 - 12) 田中聡子「子どもの貧困の解決に向けて」人権と部落問題,vol.870,部落問題研究所,2015,p.21.
 - 13) 阿部志郎編『地域福祉の思想と実践』海声社,1986,p.42.
 - 14) 西内潔『日本セツルメント研究序説』童心社,1971,pp.2-3.
 - 15) 阿部志郎 前掲 p.65.
 - 16) 阿部志郎 前掲 p.65.
 - 17) 荘保共子「子どもの支援と公衆衛生への期待」『公衆衛生』vol.77,2013年,p.17.
 - 18) 各紙デジタル版記事とは、各新聞社が作成したデジタル記事を指す。朝日新聞社「聞蔵Ⅱビジュアル」,毎日新聞社「毎索」,読売新聞社「ヨミダス歴史館」,日本経済新聞社「日経テレコン」,産経新聞社「The Sankei Archives」.
 - 19) 「くらしナビ・ライフスタイル:地域で育てる『子ども食堂』」毎日新聞東京版,2015年7月2日号,朝刊,p.15.
 - 20) 「子どもの食広がる支援」朝日新聞首都4県版,2013年10月20日号,朝刊p.28.
 - 21) 「子どもの食広がる支援」前掲.
 - 22) 「自由にふるまえる,子どもの居場所」The Big Issue Japan276号,2015年11月,p.11
 - 23) 「ひとりじゃないよ 子どものSOS地域で見逃さず」読売新聞東京版,2015年1月6日号,朝刊,p.39.
 - 24) 「食卓囲み自分の『価値』感じてほしい 苦しい家庭の子支援」朝日新聞大阪市内版,2015年2月19日号,朝刊,p.29.

【参考文献】

- ・ 赤旗出版部子どもの貧困取材班『誰かボクに、食べものちょうだい』新日本出版社，2010.
- ・ 浅井春夫『脱「子どもの貧困」への処方箋』新日本出版社，2010.
- ・ 阿部志郎編『地域福祉の思想と実践』海声社，1986.
- ・ 後藤美緒「戦間期日本における「社会医学」の理念と「社会事業」の構想－東京帝大セツルメントの活動を通して－」関東社会学会『年報社会学論集』，第27号，2014.
- ・ 内閣府子供の貧困対策推進室「子供の未来応援国民運動の展開について－貧困の連鎖の解消を目指して」2015年10月19日.
- ・ 子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店，2009.
- ・ 柴田謙治『貧困と地域福祉活動－セツルメントと社会福祉協議会の記録』みらい，2007.
- ・ 西内潔『日本セツルメント研究序説』童心社，1971.
- ・ 林明子『生活保護世帯の子どものライフヒストリー－貧困の世代的再生産』勁草書房，2016.
- ・ 福島正夫・石田哲一・清水誠編『回想の東京帝大セツルメント』日本評論社，1984.
- ・ 宮武正明『子どもの貧困－貧困の連鎖と学習支援』みらい，2014.
- ・ 横須賀基督教社会館「沿革」，<http://www.yokosuka-ccc.jp/history.html>，2016年3月4日閲覧.
- ・ 「子どもの食 広がる支援」朝日新聞，首都4県版，2013年10月20日号，朝刊p.28.
- ・ 「北九州市が子ども食堂 自治体初新年度開設へ」西日本新聞，2016年1月1日号，朝刊，p.1.
- ・ 「『子ども食堂』で心も満たす 温かい食事みんないただきます」日本経済新聞，2016年1月8日号，朝刊，p.35.